舊事記

清涼考 丙寅秋日

神皇正統記

祝詞式

四時祭式 伊勢遷都

萬葉集年立

出辰四月明倫堂備考

讀書樂

五

特別
14
697
7

大神宮儀式解 廿二アセテ

長上蓋上ノ二ツ解ケリ

四廿四ノ三十七ヲ

久須利ハ久須良ニテ奇ノ義良助辞ニ

ムラヨリト書セるナリ

弘仁式 春日大人四位等式文

義門若山ヒの聖ケ

在本丸

無主

星崎神社

上下千電神社 舊山王社二字ナリ

地ハ今村上主殿屋

戸人右手ハ八年地

神皇産霊尊 亦云神魂皆 兒天神玉命 萬野

鴨縣主等祖

一ハ 採天香山之銅使圖造日像之鏡

其状美麗矣 謂 即号伊勢国崇秘太

神所八咫鏡亦名真経津鏡也

五ツ神名二八咫鏡八花形 真経津鏡八

圓形ノ旨見エタリ 舊ノ紀三ノ八咫鏡ノ

別名トコノ日ノ紀ト五ツ神書ノ外二

真経津鏡ト云文アリヤ可考

ハ オノ ヒトツノ 今天目一箇神 為造雜刀斧及鐵

サ 鐸者 謂佐那伎

ナオ 上枝縣ノ八咫鏡亦名真経津之鏡

ナオ 手持著鐸之命

中十オ　ヒリノメナシ
端出之左縄

梯玉鏡速日尊トアリ　天鳥商神
梯玉見ハ十命ヲ祀ル火明命ト
十命ノ凡名ト文(名)ハ偽造ナル鏡
速日尊ヲ混ス。記偽二ナシ

三ノ五ウ
天梯玉命　鴨縣主等祖

ロ三ノ三
天神玉命　葛野鴨縣主等祖

ロ七ノ八
葛野縣主部　八咫烏之裔

ロ七ノ廿三オ
豐門入彦命　大田別祖　景行天皇ノ子也

ロ八ノ三ウ
根鳥皇子　大田君等祖　應神天皇ノ子也

ロ一ノ三
天思兼命　天降信濃國阿智祝ハ祖　高御産巣日命

天太玉命　忌部首等祖　同上

天忍日命　大伴連等祖　赤玉神侠日命　同上

天神立命　山城久我直等祖　同上

天御食持命　紀伊直等祖　神皇産霊尊

天道根命　川内造ハ祖　同上

天神玉命　葛野鴨縣主等祖　同上

生魂命　猪使連等祖　同上

天児屋命　中臣連等祖　津速魂尊

武乳遺命　添縣主等祖　同上

前玉命　掃部連等祖　振魂尊

天忍立命　纒向神主ハ祖　同上

天剛川命　高宮神主ハ祖　同上

ヒヒ八代天神並天降之神也

速玉男神　伊弉冉尊ノ唾神号ロ一ノ一　盟不負於族厮唾

四一ノ十七右 編集解一ノ廿五左 亦有皇事ノ伊弉諾尊聞而善之乃散去

菊理媛命

紀集解一ノ廿一

天穂日命是出雲臣土師連等祖也

一廿二

天津彦根命是凡川内直山代直木祖也

一廿九ノ

八咫鏡一云真経津鏡

釈云私記曰真是倒文褒美稱也稱経津是今相寄ニ義也俗間謂此物相寄此物為布都是今相寄ニ義也言今鋳此鏡相似相寄天照大神ニ御像也故謂之経津也

旧三ノ二

天香語山命

天櫛玉命

天牟雲命

一三

天背男命

尾張連等祖

鴨縣主等祖

度會神主等祖

尾張中島海部直祖

一

天神魂命

一八

國津国玉神子天稚彦

旧ナシ 國造本紀

椎根津彦 彦次ト出見命孫ト云リ 生涯左伯不知 命ハ大倭國造 即大鳥直祖

剣根命 為葛城國造即葛城直祖

彦已根下上蘇命凡河内國造即凡河内忌寸祖

天目一人命 為山代國造山代直祖

天日鷲命 為伊賀國造即伊賀伊勢國造祖

天道根命 為紀伊國造即紀河瀬直祖

弟猾 為建衍縣主

弟磯城 為志貴縣主

伊勢國造

橿原朝以天降天年久怒命孫天日鷲命
勅定賜國造

相武國造

志賀高穴穂朝(成務)再刺國造神伊勢彦命三世
孫弟彦命定賜國造

廬原國造

志賀高穴穂朝代以他田坂井君吉備武彦命
兒意加部彦命定賜國造
姓氏錄(古京皇別) 廬原公等朝臣日祖稚武彦命
後裔孫吉備建命景行天皇御世祇東方伐毛人
及函鬼神到阿部廬原國復命之日以廬原國
給し

无邪志國造

志賀高穴穂朝世出雲臣祖名二井之字迦
諸忍之神狹手世孫兄多毛比命定賜國造
[illegible]本紀日本天穂日命出雲臣武藏國造遠祖
也、名二已下十字不詳疑有誤字

万葉集巻五

播磨介藤原朝臣執弓遷任少弐時歌

遷別敬也主人大原今城傳誦

云爾

右二訓ノ書キ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三河国幸田
住吉大明神社記
一冊 上本注 [illegible]

万二ノ世二オ
知墨之徴往此去人麿自長
大船之往隠而宮見者
日十ノ北宮
月ノ星之如ク過ナ白河原
作り石根田人牡
中つ巻 古事記二多ク見ル出布 ○都ル ○清閑寺ノ人
二ノ主
天皇賜藤原夫人御歌 この夫人を
古事記伝建令時ノ人 寺旅其小竹之芽代 ヘシトアレハ
夫人キサキトヨムテイカニカアラン ○ヤルトロ
ト万葉ニ夫ヒイカ
後宮職員令 妃二員 右四品以上

夫人三員 右三位以上 嬪四員 右五位ト
アリ
其后名弟橘比賣命ト見エタリ
二ノ主
近江大津宮御宇天皇代
太后
婦人 ヒトトル 考ニ多ク我ト
額田王 倭太后 倭点万九四ノ三ウ 石川夫人

後宮職員令 延喜中務式ニ大オホトアリ 訓注アリ
宮人 謂婦人仕官者之惣號也 職員
○妃ハ四品以上ノ婦人ハ ヒトトヨムキ
以上トアレハ藤原夫人 皇女也 夫人ハ三位
カ上リ 松三柱ニカキリテキサキトヨムキ
藤原ノ夫人ニ ○妃夫人ヲキサキ
古事記伝十丁ニ多シ

字鏡ニ媿ハ妃也支佉支

記信注ニ皇后意富岐佐妃支人伎佐伎

イラコミテモ今日之事ナリ

類史 天長八ニ因獄司物部定額四十

人依元名負氏入色人通取他氏ヲモト

上ル名負氏ト八先祖ヨリ世ク物部氏ナ種れ

人ナ六十ナリ 但 ナ六十三

右神社ニ奉名郡四ト云フトアリ

霜雪毛未過者不思矢 春日里矢

梅花見ま 大伴宿祢三林 張氏 梅歌

ちるまでの春をすつるは

ちりぬるとあるをとはいはぬ

ちりぬるとあるをとはいはぬ

時梅花ちるのくるくるを不思矢ト問ヲ有

ナ日ニ中

万ケ世ニ但馬皇女四首

事繁里矢不住ハ 一云 名負ヲ

ヲ去ル為ル 一云 國奈良敷者

里ニ住ヲリ文國ニ住ヲリ

ケ日ニ中

[illegible]

片山神社　武士高ヲ藏王ニヲ神社古ハ
古山田今春日井　藏王指現ト申[illegible]山ト云ヒ[illegible]

多奈波大神社　田幡村竹城柵ノ北ニ坐ス
同上

綿神社　西唐村持社児ニ[illegible]
同上　安井村

羊神社　辻村矢ヲ川堤南ニ坐ス
同上　安井モリ

山田川橋或舟ワタシ
味鋺神社　アヒヒ村堤北ニ坐ス
春日井

大井神社　堀之村
同上

[illegible]波乃神社　田乃村
同上

多氣神社　太氣村
同上　一説水野東南太氣村等稱[illegible]

坂庭神社　坂場村
古山田今春日井　大[illegible]国ニ[illegible]ノ西坂井戸ニ星天坐
[illegible]

[illegible]都志神社　大師村
春日井

尾張神社　小針村
古山田今春日井　一説水野村小幡村天神社ヒ

外山神社　北外山村六所明神
春日井

石作神社　岩崎村
古丹羽今春日井

田縣神社　久保戸村
同上

小牧駅

非多神社　林村
古ヘ春日部

諸鑼神社　乐田
古ヘ丹羽

大縣神社　名神大　二宮村
丹羽郡

小口神社　小口村

成海樋神社　羽黒主ヒ成海伝所ニ坐

託美神社　下野村字白定美
此村ニ帳内楷野天神坐ス

虫鹿神社　前原村

鉄綱神社（ニツキ）　犬山名栗所ニ坐ス
調ノ録

右犬山ヨリ北ヘ一里余栗栖伝所アリ（式外ニテ国史ニ出ツ）帳内栗栖地神伝
坐スヲ栗栖ハ木曽川ノ南ニテ北ヘ渡ヒアリテ太田駅ヘ
里

倉屋敷ト江川亞ノ北ノ出

伊奴神社　稲生村
古今春部　上畠井村ニ帳内河原天神坐ル稱是ス
稲生川ワキ

大乃波神社　大野木村
古山田ヶ春日井

訓原神社　井除木村
古今春部　同村北ニ並ヲ鹿田村アリ帳内
志賀田天神坐ス号新実

生田神社　徳重村字木野坐稱生田大明神
古丹羽今春日井　今春日井丹羽ノ郷堺ナリ
此辺西宇福百村菅天神社アリ帳内
從二位菅生天神是ル　或説

阿豆良神社　我鷲村
古今丹羽ヶ

鹽道神社　臨尾村

出来倉駅

五野神社　神野村

井出神社　井上村集説
宮後村　府志説是

阿具麻神社　天摩村

削栗神社　勝栗村

稲木神社　寄木村

伊賀ノ原神社　木賀村

石作神社　石枕村

井出神社　宮後村

前刀神社 永藤村

山那神社 南山那村

犬山

大曽根口より八丁矢田口より守山より河村、廿丁

二尾張神社 小幡村 七 古山田今春戸

二河島神社 川村笹野社 同上

三岡川神社 下塩村 右サトアカツ 左水野 同上

深川神社 原戸村 同上

大目神社 赤津村 日村より三所権現神社、近モ 同上

尾張戸神社 下水野 當國山 同上

別小江神社 中水ノ 同上

金神社 上水ノ 同上

内ヶ神社 内津村 水野
古今春日井郡 水野ノ氏ノ宮

小式
山口神社 山口村
古山田今愛知

石作神社 岩作村
古山田今変ス

内ヶ神社
古ヒ春了

名児屋枇杷島口ヨリ清洲ニテ一リ半
清ヨリ国府宮ヘ一リ半合三リ半ナリ

尾張大國靈神社 国府村本社

大御靈神社 本社坤

宗形神社 今稱 本社ノ艮
角玉

久多神社 稲島村

大神社 名神 於保村
オホ 大

大神神社 大 宮地花池村
オホミワ

真黒畠神社 名神 一宮村
大

野見神社 宮後村生稱野見大明神
社 社神島神

以上七社中島郡

丹羽郡 小波神社　丹羽村当郡ノ西中島ノ堺

同 宅美神社　西大郡庄村

中島ノ 酒見神社　本神戸村

同 野見神社　宮後村丹羽郡同名村ノ丹羽井手神社中島ノ野見神社ト

佐藤村集説ニ坂手神社ノ誤ニト府志ニ見エタレト其社考ヘシ

中島ノ 高田波蘇伎神社　高田村

葉栗郡 宇夫須那神社　島村

同 若栗郡 川島神社　島村

同 富知部神社　門間村　小松村ト

同 黒田神社　黒田村　北方ニワタル　仲村ニ東ニ大山在リ　笠松加納岐阜

同 大野神社　大野村

富田村　本名川松ノ所ニ在ル

小松村　但富知アリ

葉栗ノ 穴太部神社　今ミノ

同上 阿遲加神社

同上 万作神社

万サノ五十五右ナ注

橘唐介藤原朝臣執弓赴任

悲別歌也　主人大原今城傳讀

云爾　りやうと讀へきなり

言ちな伊くけなよちのみな

めはあるのこよひみ勢く波

一かたみ（海）ゆくらむ年　かなのま関の彩さこ

甘南備伊勢子へ

わしやは我拗隠　我遇

候蔚府疑佐　疑隔

肆宴　訓イカニ

假植樹木ら作林帳而肆宴　押紙ニ在之有　ヨリケリ幕事

ハヤリ梅柳ナト　ハ木サカリナリ　惟

安路自　大入二路ヒトロトアリ路ヲル二征子三恩ヲ

伊勢麻呂丸　磯部ノ麻呂ト云ヒ池碑ヲ作リ六十ヲ二日ヲ三ヲ池ヲ磯ト云ヒ

伊蘇尓與尓　伊蘇五十世ヲカヲ世ヲカヲル之丸五十ヲ伯ト云ヒ

之如ノ年　俗法丸

右一首ヲ注ス詠之トアルハ宴會ナトノタメニヨミニハアラテ年曲節アリテ絲竹ナトヲ

世ヲカヲ十ル一ヒ

天平勝寶三年春四月一日於因幡國

國廳賜饗國郡司等之宴歌一首

新年之始乃波都波流　波流流敍家布敷流

由伎敍伊夜之家餘其騰

右一首大伴宿禰家持作之

右五葉集卷尾ノ祝部ヒ四月内裏ノ節會ニ准テ國廳ニテ賜宴ヒ國司ノ自ノ

宴ニアラサレハ賜饗ナケリ　延喜神祇式ニ

諸司式ニ載ル事條諸國准此

諸國ノ式ハ十ヒ但民部式及雜式ハ諸

國式條アリ准之ニ　神祇官新年ノ諸祭

事ハ諸國モ神祇官ニナラヒテ行セヒ

アイトメデキコトヒ

あかしがら

あがし 足摩ヲスル臼

あきび 先

あきづま

あきあま

あぎねの 二四 万十五

あぎこ 二四 戎子

あきあら 万廿七 世三

あがら 足摩 生四

あひ 雑定 葉大

あかも 万十六 朝夷隠

あぐ 大和地名 二四

あつま 美ノ郡名 一伝 厚見

あとと 世七 哭 哭

あかみ 今本何ト云ル誤

あがつ 神代紀 秘阿馭都 ツキ 阿宜氏

あぎひめ 秋津小四 出雲モ天一二四倒し

あづく 社名

あぎ 社名

あぎこ 二四 志ヒ郡名

あとぎりぎり 万十五六 朝夷隠 ぎぎ 四

あぎけり 紐 さ四 継体紀

あかひき 山の枕 ひ清

あぎこ 万十七 五一 石 日 崩岸三ヲ差処し

あぐる 薩地名 ヲ清

あるし 多清四雑定 七世モ

あづま 信ノ郡名一四 阿曇

あぎこ 何ト云三四 ぎ四

あぎしもひ 安騰母ひてこきゆくもみ 安騰毋氏 安騰毋氏

あはき 槻はき清 古阿波岐 岐清四通用トアリ

あづ 伊賀郡名 一伝

あまざかる さ四

あまぐひ 天武 ぐ四

あまつぐ 大和地名 ち清

あはる 鮎走 は清

あまぐる さ四 の清

あまぐる 万十六 四

あまつ 物微し ひ清

あまつ 物ノ微し ひ清

あつかき 万十六 四

あぐもまの 万十六 新木ラ

あつかつ 万十六 四

あつかつ 世三 かつ清 ちつ清

あつぐ 万廿九 十九

あまつ 鮮衣ナリ

あまぐる 四

いさつき 鳥衝 つ四

いさけやわけ 人路 物トコロホルこと 清 素幸去四 不知ノ

いさつ 清 清ノ下清

いぶり　魚ヲ取シ　さ濁

いそき　さ濁　新定

いそて　痛手

いぶかさ　さ濁　木名

いつ　稜威　つ濁

いづかし　清浄ナ樫　つ濁カ濁

いしかし　斎恒　ふ濁

いせし　羽上　ふ濁

いづどり　家遠方ニ在ル　と濁

いほち　百千　百千千千　梅二十千四十千千千

おほひめ 古上 清陽雑知

おほまぐさ 仁徳紀名 下ま法下さ陽

おほまてひめ 小豆島文名 ひ法

おほまち 大鏡 陽雑記

おほぢ大通 ち法

おいづく 老着万九九 孔伊豆久

かか 上巻 引めこかるや 三貫八九 三陽

かづらふかづひ 万九九 ふトひト法

かづらひ 文人姓 き陽

かくのかみ 天迦久神 古上

某がうら 隠 かが陽 ミや戸 我名 紀 人ト 氏人 肥 万七

かがれ 万五 万九 万五 万五 万五

九オ
かはぜ 河門宝 万五ノ廿五
ナオ
ゑくがば 山ゆきし可嘗土 ば 同
ナオ
ゑくがべ 東陪三ヲ言ノウラ之 三方元カハト云三回ヒ同ハ多佐
加ヒ之へしがべ 同ル わハさうる加信之し
ワウ
かみつけぬ 上野 つは
エウ
かゝひぜのつるさき 古上 ぜ 同
ナウ
某がゝう 許いも戒理万七 加 同
ホウ
きづき 出雲地名つ 同
ナオ
くがゝ 金 加 同 万ナウ廿
ナウ
くぐつ 籠名ム 同 下三ノ廿三
ナウ
くゝ。ひ。ひ。 ぐしざし 串刺し 法 神代紀
ナウ
くゝぬち 降 同
ナウ
くゝぬ 智恵ノ小角 冬熊江 十九オ 久太天武紀
ナオ
くゝ。 社名 ウ 同る
ウ
ゑくゝは 波 法 引けゝは 孟無 垣越へこ法 万十四ノ三十
ナオ
くゝ。ゝ。
ウ
くゝみ。 隠 ウ 同 古上久美度
ウ
くゝみ。ぜ 組垣 法 矩美奇枳
ウ
くもばれ 雲離 法 同
ウ
くやび 悔 ひ 同
ウ
くんで。ま 黒馬 て法
ウ
くろぎ 黒酒 き法
ウ
けとゝも 表 て法
ナオ
こくゝ。は 木鋤 ム法
ウ
ごくゝ。 幾多 く 多 同
ウ
ごくばゝ。ゝけく 同上
ウ
ごゝろがゝ 心悲 加 同
ウ
ごゝろぐゝ 心利 く 同
ウ
ごゝろぐし 心足 く 多 同
ウ
ごゝろぐゝ おほつ ゆみ き ゝ く 同
ウ
ごゝろむすび 神号 ム ゝ ト法 こひ ト 同
ウ
ごゝろ。 姓 九位之許碁登 法
ウ
こ。ぎる 小猿 さ法
ウ
ごゝ。ゝ。 人名 ゝ法
ウ
ごゝ。ゝ。ゝ。 腰装 つ 同
ウ
こじ。 ヨコジ ニヨジ テ 古上
ウ
こつみ 木屑 し 同 つ法
ナオ
こゝ。ぜ 去年 ぜ 同 万十八世一 許序
ウ
こゝ。ぜひ 許等膳比 万十八 許等杼比 万十七 ウ
ウ
こゝ。ゝ。 言告 つ法 法 同 万十八ノ十五ト廿一

廿七オ
こけぶ 日向地名 許波陀古中

ぐすく 山城地名 許波多

ぐすくぶ 蜷蛸 ほき清濁雜無

うるづ 隱水 つ濁

ぐえんがね 越不得加濁 古事記神武

さがし 峻が濁 佐賀斯古下

さぐれ 近江地名 さぐれ 小浪 さ濁

ぐしぶ 本名 ぐしぶ 木名 ぐしぶ 濁

ぐすぐき 島名 さ濁 ぐしぶ

ぐすぐけ 佐須陀氣雄紀 佐須陀氣方十五 佐受岐古五 佐受枳神代紀

ぐすぐき 假廢 ぐすぐき 濁

ぐぶ 稲荷大平四時節 ぐぶ 俗に ぐぶと書 ぐぶ 紅色白し つ濁

廿八オ
ぐぶ 真向 ぐぶ

ぐぬつり 雜地詞 つ濁

ぐぬぎ 國名 き濁 ぐぬつり

ぐねぐさ 相模地名 ぐねぐさ 真菜床 ぐ濁

ぐばへ 五月蠅 ぐば 濁

ぐばしる 真走 ぐば濁

廿九オ
ぐばしる 進し ひ濁

ぐうぢ 大和佐保道 ぐ濁

ぐうぢば 佐保河波 ぐうぢ 濁

廿五オ
ぐるぬびこ神 猿田毗古神 ぬ濁 ひ濁

ぐうわぎ さわぐ 騰動和ぐ ぐ濁 證多出せり

廿六オ
ぐをばし 棹搖し ぐを濁 廿七オ 世人チ(テ)アヤマルル 証多出せり

ぐうじ 書上 じ濁

ぐうぐ 繁釧 ぐ濁

ぐうぐ 上し濁

ぐうぐでる 之多呂流 ぐ濁

ぐうぐでる 下級 ぐ濁 ぐ濁

ぐうぬぐみ 細螺 下ぬ濁

廿オ
ぐうつ 條文つ清濁雜定

ぐうぬつひこ神 つひこ

ぐうなざかる 越枕詞 ざ濁

ぐうぐでる 級立て濁 ぐでる 片岡山

ぐうぬ ぐうぬ ひふは濁ハ誤し 證多出せり

ぐうなりぐやう 枕詞 ぐ濁 ぐう

廿二オ
ぐうぐ 潮氣 ぐう

基志麻 古事記 志麻カグロ志マ アヂヅ志麻 紀 アヂ鋤擬 鋤擬 之魔 四ヤト思麻 ヤト思麻 之魔 イハ之麻 アヂ之麻 イハ之麻 イハ之麻 イハ

可志麻　カシマトリ某命トイフコトシ
唐船ヨリ来リシヲ
ツモ清ハ清ムル
乃千ノ天日方ノ
あまのかぐ　世三代　白檀カ法
熟地河
あらげこる　後拾遺カ法
ちりつもる　後方手ハ法
ちりぬる　後振カ法
きかのやま　万七世七カ法
まぐが　出雲又信濃地名カ法
世六代
まやろう　渚島カ法
世七代
みまきやま　須又カ法
あらがみ　皇神カ法
まがたまき　皇祖カ法
ぎりぎり　和名行藤具簾獅利行簾
世三代
そこなしぶね　ハナ法
ぎりぎり　ハナ法

せやぶ　古中
世五代
てて　神カ法
てるひる　背年カ法
そこほこる　ホ雑定
右中養ヶ
たかまやま　大和高圓カ法
たかまつひめ　高胸坂カ法
たきつひめ　神　紀伊富士ホ法
たぎつ　早流カ法
たぎつ　早流カ法
あかつかぜ　ホ法
ふるぎつ　早流カ法
ふる

四オ あこ 越中地名 こ活

五ウ あちぶ 立延 ち活

あちざら 立柴 さ活

六ウ あづ 鳥名 つ活

七オ あふし 志ノ郡名 ふし活

八オ あまかき 古上加活 活ハ濁ル

九オ あまつびと 神 古上 ひ活

あまびこ 五鉾 ひ活 活ハ濁ル

十オ あまぢは 靈幸 ち活

十一ウ あわがたな 手弱肘 が活

十二オ つがぬ 莵餓野紀 都賀野万 津國地名

十三ウ つが 木名 万三ノ九九 加活

十四オ つくば 常陸郡名 は活 活ハ濁ル

十五オ つげ 大和地名 け活 活ハ濁ル

十六ウ つぬ 豆多布施神紀 豆多比 万七ノ七 つ活 活ハ濁ル

十七オ つぬよ 角杯 河万三ノ七三 ぬ活

十五オ つぼ 粒 万七ノ五 都煩

十八ウ つぼ 坪 坪ハ云ヒ 粒ナリ 同法ト同ジ 安斉云坪里実ニテ坪ハ つぼ 活ハ濁ル

十九ウ つゆし 露霜 し活

つりぶね 釣船 ふ活

二十オ つるぎ 上野郡名多胡ノ音 ぎ活 如吳ノ音

二十一ウ つるぎば 立延 ば活

二十二オ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二十三ウ つるぎば 万三ノ七七 俳足石 ば活

二十四オ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二十五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二十六ウ つるぎのこ 登利賀良斯 ぎ活

二十七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二十八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二十九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三十四ウ つるぎのこ 登利賀良斯 ぎ活

三十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四十ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四十一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四十二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四十三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四十四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四十五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四十六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四十七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四十八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四十九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

六十ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

六十一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

六十二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

六十三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

六十四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

六十五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

六十六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

六十七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

六十八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

六十九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

七十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

七十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

七十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

七十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

七十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

七十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

七十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

七十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

七十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

七十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

八十ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

八十一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

八十二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

八十三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

八十四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

八十五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

八十六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

八十七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

八十八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

八十九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

九十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

九十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

九十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

九十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

九十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

九十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

九十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

九十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

九十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

九十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百二十ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百二十一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百二十二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百二十三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百二十四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百二十五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百二十六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百二十七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百二十八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百二十九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百三十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百三十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百三十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百三十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百三十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百三十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百三十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百三十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百三十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百三十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百四十ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百四十一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百四十二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百四十三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百四十四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百四十五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百四十六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百四十七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百四十八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百四十九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百五十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百五十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百五十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百五十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百五十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百五十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百五十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百五十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百五十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百五十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百六十ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百六十一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百六十二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百六十三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百六十四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百六十五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百六十六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百六十七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百六十八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百六十九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百七十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百七十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百七十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百七十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百七十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百七十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百七十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百七十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百七十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百七十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百八十ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百八十一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百八十二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百八十三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百八十四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百八十五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百八十六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百八十七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百八十八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百八十九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百九十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百九十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百九十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百九十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百九十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百九十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

百九十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

百九十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

百九十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

百九十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百二十ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百二十一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百二十二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百二十三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百二十四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百二十五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百二十六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百二十七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百二十八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百二十九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百三十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百三十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百三十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百三十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百三十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百三十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百三十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百三十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百三十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百三十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百四十ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百四十一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百四十二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百四十三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百四十四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百四十五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百四十六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百四十七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百四十八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百四十九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百五十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百五十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百五十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百五十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百五十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百五十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百五十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百五十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百五十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百五十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百六十ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百六十一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百六十二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百六十三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百六十四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百六十五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百六十六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百六十七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百六十八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百六十九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百七十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百七十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百七十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百七十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百七十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百七十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百七十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百七十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百七十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百七十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百八十ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百八十一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百八十二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百八十三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百八十四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百八十五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百八十六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百八十七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百八十八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百八十九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百九十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百九十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百九十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百九十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百九十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百九十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

二百九十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

二百九十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

二百九十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

二百九十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百二十ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百二十一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百二十二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百二十三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百二十四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百二十五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百二十六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百二十七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百二十八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百二十九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百三十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百三十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百三十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百三十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百三十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百三十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百三十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百三十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百三十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百三十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百四十ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百四十一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百四十二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百四十三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百四十四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百四十五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百四十六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百四十七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百四十八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百四十九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百五十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百五十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百五十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百五十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百五十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百五十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百五十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百五十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百五十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百五十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百六十ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百六十一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百六十二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百六十三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百六十四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百六十五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百六十六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百六十七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百六十八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百六十九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百七十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百七十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百七十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百七十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百七十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百七十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百七十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百七十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百七十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百七十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百八十ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百八十一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百八十二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百八十三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百八十四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百八十五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百八十六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百八十七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百八十八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百八十九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百九十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百九十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百九十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百九十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百九十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百九十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

三百九十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

三百九十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

三百九十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

三百九十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百二十ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百二十一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百二十二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百二十三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百二十四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百二十五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百二十六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百二十七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百二十八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百二十九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百三十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百三十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百三十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百三十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百三十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百三十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百三十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百三十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百三十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百三十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百四十ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百四十一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百四十二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百四十三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百四十四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百四十五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百四十六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百四十七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百四十八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百四十九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百五十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百五十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百五十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百五十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百五十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百五十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百五十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百五十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百五十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百五十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百六十ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百六十一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百六十二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百六十三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百六十四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百六十五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百六十六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百六十七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百六十八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百六十九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百七十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百七十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百七十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百七十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百七十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百七十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百七十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百七十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百七十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百七十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百八十ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百八十一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百八十二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百八十三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百八十四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百八十五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百八十六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百八十七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百八十八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百八十九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百九十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百九十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百九十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百九十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百九十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百九十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

四百九十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

四百九十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

四百九十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

四百九十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五百ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五百一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五百二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五百三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五百四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五百五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五百六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五百七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五百八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五百九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五百十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五百十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五百十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五百十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五百十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五百十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五百十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五百十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五百十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五百十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五百二十ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五百二十一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五百二十二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五百二十三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五百二十四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五百二十五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五百二十六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五百二十七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五百二十八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五百二十九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五百三十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五百三十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五百三十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五百三十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五百三十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五百三十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五百三十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五百三十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五百三十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五百三十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五百四十ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五百四十一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五百四十二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五百四十三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五百四十四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五百四十五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五百四十六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五百四十七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五百四十八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五百四十九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五百五十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五百五十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五百五十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五百五十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五百五十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五百五十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五百五十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五百五十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五百五十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五百五十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五百六十ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五百六十一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五百六十二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五百六十三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五百六十四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五百六十五オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五百六十六ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五百六十七オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五百六十八ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五百六十九オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五百七十ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五百七十一オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五百七十二ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五百七十三オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五百七十四ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五百七十五オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五百七十六ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五百七十七オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五百七十八ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五百七十九オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五百八十ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五百八十一オ つるぎば 万十七ノ七二 十ノ七七 ば活

五百八十二ウ つるぎのこ 殿戸 ぎ活

五百八十三オ つるぎば 万三ノ七七 ば活

五百八十四ウ つるぎ 物ノ占ノ ぎ活

五百八十五オ

のぐふ 拭ス用 万葉十四

はぜづる 馳使 世間ツカフ

はぐるまき 皮巻 多用

はなばちす 花蓮 ハス用ヒテ居ル

はしそば 柞葉 万葉 酒ノ数婆

はぶる 捨ト通ジ 葬モ用ヒル

はるがる 呉音 続宣命

はる 春日 ハル

ひかげる 日影入ル 加用ヒル

ひとくぶふ 他国 ヒル

ひぶらを 日ハ きさもハ 某木トモ

びむか 四名九 ひらがハ木正

ひもろぎ 神籬 き雄定

ぶくぶく 二ツ無ハ万ヲ無塞ヲ世久ヨリ 准テ防塞ヲトスルニテヨムベシ

ふなぐみ 神名ニテハ

ふなぐも 舟艦 ヤハ用

ふなぼり 船橋ハ屋用 ドモ某ヒシ 布ヲ付シトアレドモ一所ニテハ定カタシ

ふひと 人名又姓 ヒハ

ふべ 某ヘ ハ

ほあかりの命 ハ

ほぐ 程ヲ ハ用ヒル

ほぐもぢ 人名 ハ用

ほぐ 神庫ク ハ

ほつえ 秀枝 ハ

ほむちわけ 人名 ハ

まあかなし 真悲 ハ

まくらづく 枕 ハ用ヒル

まくらがん 枕ニ元ト云ニ 加用ヒル

まちがて 未定

まちがね 越中地名 多用ヒル

真逐

おやぶね

すつぎみ 御を法

みがほし 欲見 加四

みぐそぶな 御倉棚 多法

みちほしぶなく 道間遠。間人ノ川 三ヲ 舞三非 路波之騰 保久 万十七ノ 九三

みつはの矢 神号 つ法法

みつぶき 瑞垣 つ四ノ法

けさこそかるもいかれども四ノ法 おくれはせじとうちの急きうかし

みなそこ。そこ法

みねかみ 峯四 五十九

みほぶら 鳥 ヤ四

しかぶき 武蔵 さ四

しぶき 共 紅法

まなこぢ 小砂道 こ法ち四

まゆひ 弊 ひ法

みがくしも 清くて四ぶし

みぐちぶ 三十 ち法

みつぼ 水上ノ泊り 美都煩 万廿五

みつぶき 水茎 つ四ノ法

みなかぶ 産敷し 五十九

しかぶき 万五ノ七 丈四

しぶき 獣路四

しぶき 四月 つ法

むしぶき 雲言 こ法

むすぶ 群 ム法

むちぶら 貫柿理玉 ち四

むちぶら 鵜島 ち法ヤ四

もみぢ 黄葉 ち法

もみぢもみぢぬひ 黄葉 ち法

みちばは 万十五ノ廿七 ち法は四

みちばは 万十五ノ廿七 ち法は四

むしぶき 宮拔川 さ法

むしぶま 豆ハ恋 万志六三

やがはえ 加四 本無ヲ文 根相ヲ文 角名ヲ文 国夜 仁能 餓波延 紀 耶餓波賀

やさかぶら 八尺多 ヤ四

やさかめがは 加四 万十八ノ廿三

やつぶき 岩垣 ち法

やつぶき 岩垣 ち法

やまとぢ 命 ひ法

やまとぢ 今ハ ち法

やまぶき 八十年 ち法

やまぶき 古上 麻敷 ち法

やつぶき 岩垣 ち法

やつぶき 岩垣 ち法

やまかは 山三ヲ川ヲ 加四ル

やまぶら ヤ四

六三オ
やまがみ 毎冊 古下
やまつと 山裏 つ濁雑定 万七十夜麻都刀
山某ト云フ説ト冊トアリ濁リニスヘカラズ
[illegible] 避 く法 [illegible] 興奇 [illegible] 十五廿三 興久
[illegible] 夜更く冊 [illegible] 中ちまて [illegible]
よぐ 丹波郡名冊
よぐかうて 冊 夜陽
よとと 夜床と冊
わざもて 戎妹子三冊
わくご 若子冊
やくなぜ 世冊 呼曰渡所ヲサニテ世ト云
わるくぎ 身震動及ミ冊 [illegible] 古神 和邪ミ岐
ヲヒ呂岐 伊須ミ岐ノ岐冊音ニテ曰伝シ
をぢ 老翁ち冊
をばやし 小林 は冊

右下巻ニ

清冊 [illegible]

やまのさち 万八ノ廿七

神皇正統記

[illegible]

百十六オ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

舊事紀三ノ三長

天皆男命尾張中島海ヲ直ス祖

姓氏錄右京神別天壁立命子天皆命

し後世トアリ

宮部造

右ノ如天壁立ノ御世ヲ以テ記スベシ

（式ノ第下ノ十ウ日ノ神奇部ニ伊賀志乃御世トアリ 新撰姓氏録下ノ四オ）

我御世　イカシ　ヒヨトヨミテ　イカシ　ヒヨトヨメリ　嚴子ノ御ニテ

イカヒ　ヒヨトヨミテ　イカヒ　ヒヨトヨメリ　ロ子ナガヨシ

大神宮月次祭及月ノ伊賀志御世トアリ

（式ノ二ノ第下ノ十ウ）

神嘗祭　カムナメ　ツリ集　カミニヘツリ九

（式ノ二ノ第下ノ十ウ）

皇神前　皇神ノ字必ズ訓キ

ヨロヅヨノ八ツ

八尺上ノ五十五ウ

畜犯罪　畜ハ氣母ト訓シ　知名ハ二獸和名

介毛ノ名。畜和名介太毛乃トアルハ誤レル也

書紀神代奏ス畜産トアルヲケモノトヨミ獸ト

アルヲクダモノト訓ツヒニカル（キ皇極紀天武紀ニ

六畜トアルヲ　ケモノトヨミ　クダモノハ毛

詰物ニ　ヒ言　ケダモノ　ケダモノトヨメリ

ケモノハ　獸物ノカヒヲ知レハ毎ニ仕ト新ハ

左ニヒタレヲ　ヒ　ヒ

類聚名義抄ノ六冊ハ五丁　土部

壁　土　辟　カベ　ハキ　ハキ　ハキ

ソコ　ハキ　ハキ

ソヒヨリ

天壁立命　天壁立極ヲ加賀ト

ヨムベシ萬葉本ニ　カキ　ト記ス佳

記ニモカキトヨメリ

器　空植物　空ハ空ト記ス　櫃　虛　空ハ空ノ見

ウツボ　ウツボ　ウツボ　ウツボ

兵　刀鉾ノ總名ニ　鐔物ニ　鐔　鞘　鞘　矢筒トアリ

語ニヨリ　冊五

延喜式巻第八

祝詞

祈年祭 初張右 ○二月四日ヨリ当時祭式ニ見エ下ル

大御巻 二右　座摩御巻

御門御巻 三右　生島御巻 三左

伊勢大御神 四右　御縣 四左

山口 五右　水分 五左

春日祭 六右 二月十一日 大原野枚岡 春日ハ上申日ヨリ 枚岡 大原野 冬十月中子

廣瀬大忌祭 七左 四月七日ヨリ　龍田風神祭 九左 同上

平野祭 十二右 夏四月冬十月申日　久度古開 十三左 同上

六月月次祭 十四左 六月十月十日ニ

大御巻 十五右　座摩御巻 十五左

御門御巻 十六右　生島御巻 十六左

伊勢大御神 十七左　御縣 十七左

山口 十八右　水分 十八右

大殿祭 十九右 御ノ食明日平旦ヲ以テ　御門祭 廿左 四月

六月晦日大祓 廿一右　鎮火祭 廿二左

道饗祭

大嘗祭 廿六左 四時祭式ニ新嘗ト見エタリ 神名式ニ三座 新嘗ノ座 鎮御魂齋戸祭 廿九右

伊勢大神宮

二月祈年祭 廿右　六月十二月月次祭 同上

豊受宮 廿左 三節祭　四月神衣祭 廿一右

六月十二月月次祭 廿一右 准之

九月神嘗祭 廿二左 九月祭庭嘗 十四日ヨリ十日平旦天皇臨大極殿後奉幣　豊受宮同祭 廿二左

（大神宮）同神嘗祭 廿五右 齋内親王奉入時 廿五右

遷奉大神宮祝詞 豊受宮准之 廿五左

遷却祟神 廿七右 遷宮使時奉幣 廿七右

出雲國造神壽詞 廿七左

・貞觀儀式ニ太政官曹司廳任出雲國造

儀式 以秋一七月十行

・臨時祭式ニ賜出雲國造勇幸物 金作裝

横刀一口 以尺二寸六行

右任國造訖辨一人 [illegible] 史一人

就神祇官廳次伯以下祐以上以次就座

以下

・元慶二年二月紀ニ出雲國造外正七位上

出雲臣果安齎竟奏神賀事 以尺四寸八

・神龜元年四月紀ニ出雲國造外從七位下出雲臣

廣足奏神賀辭 同上

・同三年二月紀ニ出雲國造從六位上出雲臣

廣嶋祢宜畢獻神社劒鏡 同左

・天平十八年三月紀ニ出雲臣弟山 オトヤマ 授外從六位下

爲出雲國造 同左四

・天平勝寶二年二月紀ニ天皇御大殿 安 殿出雲

國造外正位上出雲臣弟山奏神賀事 オホヤスドノ 授

弟山外從五位下自餘祝子叙位有差

・天平寶字八年四月紀ニ以外從七位下出雲臣

益方爲國造

・神護景元年二月紀ニ幸東院出雲國造

外從六位下出雲臣益方奏神事 カムコト 仍授

益方外従五位下ニ

・寶龜四年九月紀ニ以外従五位下出雲國上為國造 四左十二

・正暦四年二月紀ニ出雲國ノ造外正八位上出雲臣國成等奏神吉事其儀如常授國成外従五位下ニ 五右

・同五年二月紀ニ出雲國ノ造出雲臣國成奏神吉事其儀如常ニ

・同九年四月紀ニ以出雲臣人長為出雲國造ニ

・正暦五年二月紀 類聚四史 出雲國ノ造外正六位上出雲臣人長特授外従五位下以緣遷都奏神賀事也

・弘仁三年三月紀 類聚国史 御大極殿 天皇ノ宮ヲアレキヲ オホヤスドノ 出雲臣 國造 外従五位下出雲臣旅人奏神賀辞并有献物賜禄如常

・天長七年四月 出雲國 皇帝御大極殿質出雲國造出雲臣豊持所献五種神寶兼所出雜物還宮授豊持従六位下

・天長十年四月紀 續日本紀一 出雲國司奉 國造出雲豊持等奏神壽并献生鵠一翼高机四前倉代物五十荷天皇御大極殿受其神壽授國造豊持外従五位下 延喜式 巻七 巻十三 巻廿六 巻廿八 巻五 左 嘗祭 ・任國造訖ノ時ハ

とゝ云ふ

いまゝの國造の初めて任じたるやうなるは事実ならぬ如くなれ然定めり

あるべきも事実なれ又國造一世一度と定めしは

唐令の平初のと云ふ位月令に出る長

十年の間に一紀の位に出る

或は數年の間に出るとも絶えず仕事

りんを以の如くに拾ふ

ト云リ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四時祭式　　※後加書者如上点ヲ加フ

二月祭

祈年祭　二月四日　　儀式二國并韓神祭式二月春日祭後五月新嘗會ノ前五月ノ

春日祭　二月上申

鳴雷神祭　上月准此　坐大和國添上郡

大原野神四座祭　春二月上卯冬十月中子日祭ル　坐同郡神子有儀式

大宮賣四座祭　春二月冬十月上午日祭之　坐造酒司

平岡神四座祭　春二月冬十月上申日祭ル

三月祭

鎮花祭三座　　大神社一座

狭井社一座

三枝祭　率川社

四月祭

大忌祭　一座　廣瀬社　七月准此　　儀式賀茂祭儀四月中酉若三酉則用中酉有二酉用下酉

風神祭二座　龍田社

松尾祭　四月上申日祭之

平野神四座祭　夏四月冬十月上申日祭之

四面御門祭　十月准此

御川水祭　十二月准此

右四面祭門門巫御川水祭座摩巫行事

六月祭　　儀式四月六月祭月次祭ノ次ニ

霹靂神祭三座　坐山城國愛宕郡神樂岡西北ノ吉日祭ル十月准之

六月祭　十二月准之

御贖祭　中宮准此

右始從六月一日至于八日日別御巫行事

其東宮日限并物數並減半

卜御體 辞曰於保美麻

月次祭 自晦日十日以前卜訖奏聞云々 卜庭神二座御卜始終日祭之 六月十日十月

奠幣案上神三百四座並大社一百卒八所

前一百六座

○神今食八月十日 大殿祭 式云神今食大嘗會小祭前後共有此祭 但不奏聞亦無賜祿

右神食明日平旦云々

忌月祭 庭火祭

右大殿畢宮司於内膳司行事 式云六月十日神今食 十二月神今食 大祓祝詞 世八少

供奉神今食御巫猪飛東 十二月 不給 云々

六月晦日大祓 十二月准此

右晦日申時云々

鎮花祭 於宮城四隅祭

道饗祭 於京城四隅祭

九月祭

伊勢大神宮神嘗祭

右當月十日平旦天皇臨太極殿云々

御巫奉齋神祭

御門巫奉祓神祭

座摩巫奉祓神祭

生島巫奉齋神祭

右御巫以下諸祭於神祇官祭之 十月祭

相嘗祭神七十一座云々

右預相嘗祭之社如前十月上卯日 祭之云々

鎮魂祭

右中寅日晡時云々 晡時東宮鎮魂 巳日晡時東宮鎮魂

新嘗祭

奠幣案上神三百四座並大社
一百九十八所云々

右中卯日於此官齋院宮人行事云々

忌日火炊殿祭云々

右新嘗祭時先新造炊殿云々

供新嘗料

右依前件其御贖大殿忌火庭火等祭
料准神今食

十二月

鎮御魂齋戸祭

東宮鎮御魂齋戸祭

右於此宮齋院中臣行事

毎月朝日忌火庭火祭

右宮主於内膳司行事但東宮於
主膳監行云々

毎月晦日御麻 六月十二月 不在此例

中宮晦日門麻 東宮准之

毎月晦日御贖 中宮東宮准之 十二月不在此例

職員令云々神祇官伯一人掌云々

大嘗 謂嘗新穀以祭神祇也 朝諸神相嘗
夕考供新穀於至尊也 上皇解云々

コノ文朝ニテハ式中卯日朝ニテ神名式ニ新嘗ト
アルトモ夕ニハ神名式ニ相嘗トアルハ上卯日ニシテ
天皇ノ新穀同食新嘗ナレハ上卯モ中卯モ

相嘗 神名式ニ拾ハ心ニ種原ノ四代ヲ
大嘗ニ殘ス五ヲ相嘗預ヲ社
當木高天彦神社ト尾張氏祖火明命ナリ
オモヒ待ル

十二月ノ祭ノ日幣帛祭祀ノ多寡ニヨリ
テ上卯相嘗中卯新嘗ト神名式ニ記
セルナル（シ）但天武院相嘗新嘗トアリ
神祇令ノ義解ノ文ニヨリ相嘗新嘗ノ
天皇即位新嘗ノ以テ神祇官ノ官人等ヲ率ヒ
ト云フヿヲ人等ヲ官ヤ官ヤ云フヿヲ
新嘗ニ神祇官ニテ神主祝宜祝ヲ召シテ祓
ヲ告テ諸神奉幣（儀式）其日卯四刻所司
辨備（庶事）事トアレハ今ニ朝諸神相嘗トアル（ヒ）

神嘗 古書ニ加年ヲ用ヰタルヲヨキ 延喜式ニ加年ヲ用ヰタルヲヨキ
相嘗 阿比年ト云フヿヲ根源ニ知ル用ヲ知ル用ト云
ナルヒ大嘗ニ同ヒ六月ニ大嘗アヒナメト云ハワロシ
大嘗 意冨ヲ用ト訓（シ）
新嘗 朝倉冨ヲ比ヲ比那用夜トアルヲ新嘗ニ
ヒニテ訓ノ據トスヒシ

[illegible]

[illegible]

得管二毛　四字泥ノ得書今泥行ニ引シ
[illegible]
我ハ思　手沢下ノ人ノ云我ハ思ハ[illegible]
古訓サテカヒウ道言ヲ[illegible]ト訓リ
[illegible]

八木譲ル助五郎ノ説用語大成抄
[illegible]
借疑ト有リ所ニ分ニ[illegible]
道ヲ呂東陵祭　十四巻二枝オケリ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

月神馬料春社季祿夏定例脈

廿七ノ十六七

延暦元年歳成朔多度神従五位下

廿九日丁酉 田村后宮今来神従四位上

（平野本所ト神ナルベシ）

続廿七ノ廿二右二月

耳刀自 耳本

金本寛永本耳刀自トアリ神号本ノ原本ニモ耳刀自トアリ此刀自ハ下本ノ原本ニト見合ヨリ如上ヨリ出ル乱後ノ校合ニアラズ原本同筆ニテ写リ見エ

同廿八左二

大貳 少本

右ト同シ ○廿七張右三真 貞本

延暦三年紀 廿七ノ廿二左 陸国言

陸奥国百姓戸五烟口一百一人戸主

槻村井上大岡大魚勤神五人並山村主

孫也云ヘリ

延暦二十二年 廿五ウ 丁巳大和国平群郡久度神社

従五位下為官社 ハ二年野ニ祭ヲ元久度古同

ノ本所ト為モハル

右同四月十日依放勅旨所放所授

今日同ル

○十二日 社ノ下ニ言ヲ偏字ヲ

延暦三年十二月 廿八ノ十五左 六日癸酉 遣使載内七道

大祓奉幣於天神地祇

十六右 但馬国象多郡数外従六位上川人部廣進

私物助ヲ国授外従五位下

従吉神叙従二位

四年正月

○正月 廿八ノ廿二右八月

○廿九条三右三月 多治比宗人 古奈 祢 弥神ノ

○延暦五年甲子 外従五位下忌部宿祢人上

為神祇少副 スナイスケリ ○廿五ノ安芸ヲ

○十三右三行 外従五位下 神本外字無 丸按ナシ

○十七右四行 近衛将監 金本将軍監トアリ 神本ト下本ハ

将監トアリテ衍字ナシ 金本二似タレ別本ナレ可知

○九左五 錦日佐 神 ○廿二右四祀天神旅文野

漢風ナリ

世卷五　世九世卷ニ引

延暦七年六月八日甲子

世三ウ　七月癸酉ニ三位大中臣朝臣清名薨行状具ス

世三ウ　美見造　美九ト神令ニ引ク

〃ウ　肥後国庚子勅ニ可貴又四枝公廨息利ヲ見エ

世四ウ　十二月七日征東大将紀朝臣古佐美辞見

勅書アリ六行ホト必拝見スベシ

世卷

△延暦八年

世オ　葉栗臣翼トヲ人アリ今若上内裏ニ侍医

宸内藤ヤナリ　賢キ人ト見エタリ

○国字行ニ六世サルヿ神本八年五月條三押紙ニ記ス

○寺社之賤セウ　寺社トニ名目コヽニアリ　ヒロコルナリ

常ハ神寺ト三代格ニ見エタリ　世人共ニ神寺トアリ

○十二右記ニ伊勢美濃越前三関ノ事

○十五右七月　荒備流　蝦夷等乎　ハラヘグ

○十六九八行　藤原朝臣　金本ナル　神本アリ

○廿九　桓武天皇母公姓和氏諱新笠賜四一ノ乙継也

母賜四一ノ大枝朝臣真妹　先ヲ百済遠祖都慕王

[illegible]

世卷廿一右記張ヲリ

三ウ　七月辛巳

津連真道ホ国居新撰姓氏録ニ

徒ヲ招ヒシ人ナリ　王居ヲ[illegible]

△九年

世三ウ　九月　甲辰奉伊勢大神天相嘗祭幣帛

幸ヲ　天皇伊勢大神風遥拝而奉而縁諒闇

不行帝後如此幣帛直使者矣

式ニハ相嘗トシルサス月次新嘗トアリ　相嘗

新嘗通シテ稱スルヿアリ

世七右記

聖武皇帝　金本ヲ乃ス丸

伯使　世田部ヲ丸

日本之舊民

征夷大使　大伴弟麻呂　副使　世田村麻呂

皇太子向於伊勢大神宮

孫宿禰也　延暦十年十月紀

右世七巻下ル世卷校ル

国四月十二ト古学校廿二ノ十二ト

神校 トシルセルハ界上下誤字ヲ正シテ何トモシルサルカヲリコレハ世写本日時ニ別本ヲ以

校合シタルナルヘシ

□り 為シルセルハ美多シテ写本ノコトリ

□本 シルスヘシ以上一ツニ神イ エニジニテシ

□本 セリ今日ヨリ七校シ

表紙ハ河内ト書ス遠藤氏ノ筆

十三日晴 廿四校

造東 神護景雲二年 唐作 用

世ノ三ウ 綿襖曹二万五十具ヲ造ル

大原朝臣今城 朝臣二字神本無 他本亦校

十四日晴 廿四校 十五ヲ京ニ入ル

十五日曇 吹伽堂出

十六日晴 遷京

十七日晴 子詩舎次獻歌二首 河内国

十八日曇 吹伽堂出

世巻校 土張右五 史紀 記 神

十九日雨 辰出 使神 使以

河内大夫 河内職ト云シ

廿日雨

廿一日放生

十五日吹伽堂出 動 陸奥国成之三ヲ 玉鉾百首伝ヲ夜ヲ論社 大蔵輝

世巻校 土張

野栗拙三人

山要拙三人

野大栗拙巳人 記トシル本ナシ

野大拙三人

塩三千顆

美濃国方県郡 山人也

白雀一雙 雙神

奉行如仲

奉議

野山拙三人

長雲四五位上

調使部

使部

使部

廿二日陰　野大栗拙四人　帰洛ノ川
宝亀元八月乙卯　世ノ世ノ
何内職優内閣　おほ内閣ト
裁袍ノ了　世ノ世三ノ

廿三日
廿四日
廿五日雨　山栗大拙四人　青木ニ勝ル
世一巻校了　宝亀元八月
ものノ七リ　悔加　母神　ル校ス
廿六　廿七　廿八日　宅校
廿九日雨　小盡　山大拙三人
三使王　続世一ノ十五
上調使王ト九日人元
五月朝日弓八日ヤケ　秋竹神用ニテ不出
晴八三日高蔵宮神ニ日ノ
連日霖雨ヒ高川ニ水キケリ

九日晴　野大小拙四人
続元本紀　校点字ヨモリノ終
十日晴　野山小塚拙四人
続元一五十校点例ニルス
今日ヒ行ヒ表　長田ヒ
車駕　宮内式十張ヒ行　五位ヒ
十日雨　放出
十二日雨　ケタリ
十一　野高栄巻校　野大小拙四人
十三日雨　ケタリ
天平三年三月廿七日辛亥　格ヒ
十四日雨　ケタリ　野大拙三人
情時切依也　詩小雅　舞海何情

十五日丙　夕方ヤミ
神鳴大雨

十六日庚　夜又雨ア
四條金山
続二百石搬ス

野大拙　文人

大宝三年五月丁亥勅従三位粟田朝臣
真人従四位上高麻呂白朝臣麻呂従四位下
下毛野朝臣毛野　今参議　朝臣
右　補任

十月丙子　行至尾張國尾治連若子麻呂
牛麻呂賜姓宿禰國守従五位下多治比
真人水手封一十戸
右藤原記
尾張氏系図

十七日丙　弘法

野山大拙四人
野山大栗拙五人

十九日大雨　休

晴
廿日　五鉾舞人

廿一日陰　松出
放鷹始日ニ

廿二日雨　アツシ
新技神代

廿三日晴　暑シ
聖例二冊之

廿四日晴
新技決　紫式部

廿五日晴
一二差　朝日次文
栗田白鷺ホ二カリ
日ヒカリ　犯シ吉祥ノ五誤　詔詞解下ヒヒ奏

山拙二人
[illegible]

[illegible]
神世紀下文

野大拙人
野山大拙文
野大拙文人
粟拙文人

公卿補任第二

寶龜五年庚申

參議之

正位下大伴家持　二月朔日任同九日兼左大弁

大納言賜從二位安麻呂之孫　春宮大夫

大納言從二位旅人又名多比等之子　天平元年己巳生

天平十七年四月從五下　十八年二月宮内卿　六月民部卿

越中守　五年四位五上　八年正月薩摩守　勝宝二年

四月兵部卿　九年六月刑部卿　宝字二年六月

因幡守　六年四月薩摩守　神護景雲元年八月大宰

少貳　四年十月六日民部大輔　九年九月左中弁

兼中務大輔　宝龜元年十月正五下　二年十月從四下

弁官補任　三年二月兼式部大輔　五年二月相模守

正五上者　止弁　九月兼左京大夫　弁上　遠江守　六年十月兼備

七年二月兼伊勢守　八年四月七日從四上　九年正月

十四日正四下

寶龜十年辛酉　改元宝龜元年　桓武天皇受禪

弁官補任年四十五　十二月廿三日大上天皇出開

參議　六十四　大伴家持　右京大夫　右大弁　四月十四日兼任春宮大夫

四十者正四上　五月七日兼左大弁

八月八日後任勇改　十月十三日從三位

天應二年壬戌　改八月十九日為正暦元年

參議　大伴家持　右大弁春宮大夫陸奥守国司坐氷上川継

事解見位記有罪後任參議兼官如元

十月更任春宮大夫六月兼陸奥鎮守將軍

正暦二年癸亥

參議　大伴家持　春宮大夫七月中納言

三年甲子　大伴家持　二月為持節征東將軍

春宮大夫

四年乙丑

參議　〃　〃　〃　八月薨　死後四日之

中納言従三位兼行春宮大夫陸奥

按察使鎮守府將軍在陸奥

本文公卿補任　自神武　至桓武　申出

禁裏御本之加年點一校了　按少

続集天文　考六月廿日　按少

備後守行左近衛中將兼蔵頭藤原朝臣　判

萬葉年立

難波高津宮御宇天皇代 仁徳天皇 四ノ十二 難波天皇トアリ 四ノ十二 二ノ八オ 九ノ七

泊瀬朝倉宮御宇天皇代 雄略天皇 四ノ十七オ

高市崗本宮御宇天皇代 舒明天皇 四ノ十一 岳本天皇 所御宮アリ 舒明天皇ヲ遷奉テ三ヶ世王ヒトモ天ヘシ 一ノ七オ 九ノ七

明日香原宮御宇天皇代 皇極天皇 一ノ九オ

後崗本宮御宇天皇代 皇極重祚斉明天皇 一ノ十オ 九ノ七 二ノ廿三ウ

近江大津宮御宇天皇代 天智天皇 一ノ十二オ 二ノ十オ

明日香清御原宮御宇天皇代 天武天皇 (岳本宮南宮) 一ノ十七オ 二ノ十二オ 二ノ廿四ウ

藤原宮御宇天皇代 持統天皇 文武天皇 一ノ十六オ 二ノ十二ウ 二ノ廿六オ 三ノ十二オ 沈中

寧樂宮 元明天皇 光仁天皇以上 一ノ廿オ 和銅 二ノ四十七ウ 和銅

文武天皇十年

二 戊戌
三 己亥
四 庚子
大寶 辛丑 九ノ七
二 壬寅
三 癸卯
慶雲 甲辰
二 乙巳
三 丙午
四 丁未
和銅 戊申 元明天皇 一ノ廿七 三ノ廿九
二 己酉 遷都于平城 二ノ廿四ウ
三 庚戌
四 辛亥
五 壬子
六 癸丑
七 甲寅
靈龜 乙卯 元正天皇
二 丙辰

万葉集年立

養老

二 丁巳

旅人卿三月三日中納言
屋通卿本官補任宝亀三年條六番トアリ

天平元年記誤
才説元年條二

一歳

三 戊午

養老三年家持生 才八養老一張歌四首
三ノ六十七正月旅人ノ正四ノ下
有契沖云市原王家持ノ十八九歳ノ作
才王奥云天納言贈従二位安麻呂之孫大納言
従二位旅人男

三歳

四 己未

五 庚申

旅人ノ正四月従三ノ

四歳

神亀

六 辛酉

八ノ世三八年八六年九トアリ

五歳

七 壬戌

聖武天皇 六ノ世二 八ノ世二 二月旅人ノ正三ノ

六歳

元年甲子冬十月辛巳伊國
四世二十月辛巳伊國

七歳

二 癸亥

乙丑春三月辛巳香原離宮
四世三辛巳香原離宮

四世三

八歳

九歳

三 甲子

十歳

天平

四 乙丑

五ノ世四

十一歳

五 丙寅

四ノ世四

六ノ世

十二歳

六 丁卯

三ノ五十ノ

八ノ世四三 日三十

十三歳

二 戊辰

三ノ五十ノ 五ノ十四 梅花歌三十首

旅人ノ十月大納言 八ノ世四

十四歳

三 己巳

三ノ五十三ノ 五ノ世七 考九トス

旅人ノ従二位七月薨

十七ノ七契沖云 天平十六年ノ春ニテ家持見サセ手ノ春ニテ家持見

十五歳

四 庚午

十六歳

五 辛未

三ノ五十四ノ

八ノ世三

十七歳

六 壬申

十八歳

七 癸酉

三ノ五十四ノ大

月ノ作 正下

八 甲戌

八世一歌四首八年丙子杜九月作 六ノ世一

契沖云家持十八九歳ノ作トスリ 十五ノ一

十九歳

養老元年　丁巳

二　戊午

旅人卿三月三日中納言
屋嶋御本位補任宝亀三年條六十五ト アリ

三月六日七日旅人ノ宴アリ

養老三年家持ノ生　才八卷所載張歌四首

有契沖云所載日家持ノ十八九ノ時ノ作ト云ヘリ
才五奥云大納言贈從二位旅人男

三　己未

四　庚申

五　辛酉

旅人ノ宴四月從三位

六　壬戌

八ノ世三八年六年ニアリ

六ノ十笠金村ノ

七　癸亥

聖武天皇　八ノ世二

二月旅人卿

神龜元年甲子冬十月幸紀伊國ヲ

甲子　四世二十月幸伊國

二　乙丑

乙丑春三月幸三香原離宮

四世三年三香原離宮

三　丙寅

四　丁卯

五ノ四

六ノ十九

五　戊辰

四ノ世四

三ノ年オ　六ノ世九

天平元年　己巳

三ノ五十ノ　九ノ世九

八ノ世四三　百三十

第四　世七　五　丁巳

天平二年庚午夏六月帥大伴ノ
旅人卿薨ス

歌左注云
忽生瘡脚苦疾席間此駅驛上
奏聖請庭屋稲公姪胡麻呂
欲語遺言者　勅右兵庫助
大伴宿禰稲公治部少丞
大伴宿禰稲公給驛馬速令看
胡麻呂人給驛馬令看
病而遥奏白平復于時
稲公等以病既癒経兩上
京於是大監大伴宿禰百代
少典山口忌寸若麻呂及那
男家持和歌驛使共
到庭宴驛家歌饌悲別
乃作此歌

六　甲戌

七　乙亥

丙子

八ノ世　歌四首八年丙子杜九月作　六ノ世一

契沖云家持十八九歲ノ比ト云リ　十五ノ一

九 丁丑

十 戊寅 十七ノ八分 六ノ廿三

十一 己卯 三ノ五十五分 六ノ廿八 六ノ廿五 八ノ五十八下

庚辰 遷都岩倉恭仁宮 四ノ五十五 在位名京ニ上リ十三四五六年ニノミリ九ニシテ世ヲ四巻雜後天皇ヨリ天平十五六年ニ上ノ世ヲ巻ノ天皇ヨリ天平十五六年ニ上ノ十三ノ巻トセリ

十二 十七ノ九 六ノ廿八 八ノ五十二

十三 辛巳 十七ノ十

十四 壬午

十五 癸未 六ノ四十 八ノ廿六 八ノ廿七 考十三

十六 甲申 遷都難波 十七ノ十二 三ノ五十七分内舎人 六ノ四十一分四十七分 考十五

十七 乙酉 十七ノ十三

十八 丙戌 十七ノ十五 六紀 七月任越中守赴任

十九 丁亥 十七ノ廿四

廿 戊子 十七ノ四十八 十八ノ六十三 潜内侍 此年三月廿三日ヨリ 春尾ニ 遷幸 此年三月ヨリ 安中十六年ニ 此年換年ニ

天平感寶元年 四月改元 十八ノ廿二 勝寶元年 孝謙天皇

七月改元

紀ニ十七云夏四月甲午朔丁未改天平廿一年為天平感寶元年 同年秋七月甲午皇太子受禪即位是日改感寶元年為勝寶元年

十八ノ六 三月 廿一年 十三分 四月 十七分 五月 廿八分 国五

三十才 歌辞ヨリ秋ト云リ天平廿年ノ事 廿二才 祈雨

三十四才 七月 廿六分 十二月 三十七分下 勝寶二四次ニシテ

七 己丑 廿七ノ五十九分 防人歌 廿三才 昔年防人ニ発ル

廿八ノ四十九分 春日ノ宴ヲ奉ル 廿七分 十一月

八 庚寅 廿九ノ五十分 二月二日 春宵月七日作 五十二分 十二月

歳ノ載ル

九 丁丑

十 戊寅

十一 己卯

十二 庚辰 遷都岩倉恭仁宮

十三 辛巳

十四 壬午

十五 癸未

十六 甲申 遷都難波

十七 乙酉

十八 丙戌 伊勢中宮赴任

十九 丁亥

二十 戊子

二十一 己丑

二十二 庚寅 三月二日 於國醫養諸郡司

二十三 辛卯

二十四 壬辰

二十五 癸巳

二十六 甲午

二十七 乙未

二十八 丙申

歲次載文

九 丁丑

十 戊寅 十七ノ八 六ノ廿三

十一 己卯 三ノ五十五 六ノ廿八 八ノ五十三下

十二 庚辰 遷都岩泰仁宮 十七ノ九 四ノ五十五 六ノ廿八 八ノ五十二

十三 辛巳 十七ノ十

十四 壬午

十五 癸未 六ノ四十 八ノ廿七考十三

十六 甲申 遷都難波 十七ノ十二 三ノ五十七ウ内舎人 六ノ四十一ヲ四十七考十五ウ

十七 乙酉 十七ノ十三

十八 丙申 廿六ノ二 二月 六ノ廿一 二月

十九 丁酉 十七ノ十四 二月

二十 戊戌 十九ノ三 二月二日 十九卷 二月二日於國醫養諸郡司

二十一 己亥 十七ノ十四 四月

二十二 庚子 十九卷 七月小紀言 天平十六年ヨリ格ト合

二十三 辛丑 十九ノ廿七 八月五日 八月 十九ノ廿七 十月廿日 四ノ三十 四月廿日 四ノ三十 八月五日

二十四 壬寅 十九ノ廿七 二月二日 四ノ三十 十二月

二十五 癸卯 十九ノ廿七 二月四日歌ヲ奉ル 廿卷 八月十二日

二十六 甲辰 廿ノ十一 三月 信部大捕 廿ノ十一 三月 三月又七ノ

二十七 乙巳 廿ノ十五 防人歌 廿ノ十五 廿九日奉ル 廿ノ十五 廿日防人ヲ発ル

二十八 丙午 廿卷 二月 廿ノ十七 二月 廿卷 廿ノ十七 二月 廿ノ十七 二月 廿ノ十七 二月

八月十九日改元

天平寶字酉

廿八ノ五十六　五十五ヶ勝寶元歲序寶字元年

二 戊戌　七ノ五十八　六月国幡

廿ノ六十三才　七月国幡

三 己亥　七ノ六十三　淡路帝譚大炊

廿ノ六十三　尾　三年　正月一日於国幡

國廳郡郷饗国郡司等之宴歌「新年之始乃波都波流雪乃如毎家持」

四 庚子　布敷流雪乃如毎伊夜之家継且騰右一首守大伴宿祢家持作之トアリテ祝歌

五 辛丑　三月氏ノ大神

六 壬寅　三月氏ノ大神

七 癸卯　正月雷ノ音

八 甲辰　正月雷ノ音

天平神護 乙巳　廿ノ五十五　稱徳天皇　孝謙重祚

二 丙午

神護景雲 丁未　八月太辛ノ貳　四月氏ノ大神　七月左中弁事格大神

二 戊申

三 己酉　光仁天皇

寶龜 庚戌　十月要ノ下

二 辛亥　十月從四ノ下

三 壬子　三月式ノ祝大神

四 癸丑

五 甲寅　三月相模ノ国ノ七月左京大夫上総ノ

六 乙卯　十月右衛門督

七 丙辰　三月伊勢ノ

八 丁巳　二月從四ノ上

十 起

十一 帳

二月參議藏本 左大弁 正三位 藤原朝臣 今年六月補任 年十六ト アリ 六年浜元

屋敷ヲ名ヲ補任ニ宝亀二年 六十四ト アリ

天應 辛酉

四月四日位上 皇東宮大夫 青戸年 八月復任參議大弁大夫如故 七月 從三位

桓武天皇 延曆 壬戌

閏四月坐事除官位 五月春宮大夫 六月重陸奥出羽按察使

二 癸亥

七月中納言

三 甲子

二月兼持節征東將軍

四 乙丑

八月參議朝庚寅薨

沖流六七 參

五 丙寅

數寛国史云延曆廿五三月勅縁延曆 四年事配流事先已如還ヘ有所思 不論存亡但叙子位雖伴宿祢家持 大伴宿祢永主從五位上

八月薨

尾本

延曆四年三月辛未中納言從三位兼春宮大夫 七日
陸奥出羽按察使鎮守將軍大伴宿祢家持等
言名取以南一十四郡僻在山海去塞懸遠屬有
徵發不會樵採出是權輿多賀階上三郡募
集百姓足人兵以國府設防禦於東西識是
備預不虞推鋒万里者也但以徒有開設之
名未任統領之使獨性顧望無懸望請建
為真郡備置官員然則民知統攝之歸賊
絶窺窬之望許之

以上文不畧

九 戊

正従四下

十 紀

十一 壬申 二月叙議 歳本 年十六トアリ 今年公卿補任 藤左大弁 藤原氏ノ公卿補任ニ宝亀十一年 六十四トアリ 六十一

天應 辛酉 四月正四位上 藤東宮大夫 五月左大弁 八月従三位 補任叙議大弁大夫如故 十月 従三位

桓武天皇 延暦 壬戌 閏四月坐事除官位 五月春宮大夫 六月兼陸奥出羽按察使

二 癸亥 七月中納言

三 甲子 二月兼持節征夷将軍

四 乙丑 八月癸酉朔庚寅薨 中流六七位

五 丙寅 数荒国史云延暦廿五三月勅縁延暦四年事配流藤原朝臣 不論有官無官 遠人有所思 大律令抵 叙不位 雖然宿祢家持、無人位五位上 未主殺 年不下

月見

尾本

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

周礼六書賈公彦辯之詳矣、要之言曰、書有六體、形聲居其家矣、若江河之類是也、形右聲、鳩領之類是右形左声、草蘭之類是上形下声、海海之類下形上声、圃國之類是外形内声、闌衡綱戚鹵竊之類是内形外声、形聲之等有六也、

右字典耳部已畫取字条附記し

績 則歴切音勣 詩陳風 不績其麻

績 古文 **賡** 似呂切音俗 説文 連也

又与績同 穀梁伝 伯姬其無績乎

注 績或作績

紀畧

十三 酉 醍醐 朱雀

十四 村上天皇

十五 村上天皇

十六 圓融

十七 圓融

十八 一條天皇

十九 一條天皇

廿 一 後一條天皇

廿二 後一條天皇 統

戊辰 四月十日 [illegible]

紀畧

一 三 五 上無

二 四 六 [illegible]四年

七 兼和元年

八 兼和七年 天安元年

九 久本

十 貞觀十三年 四月十八年十二月

十一 光孝天皇 殘帝

十二 [illegible] 醍醐天皇
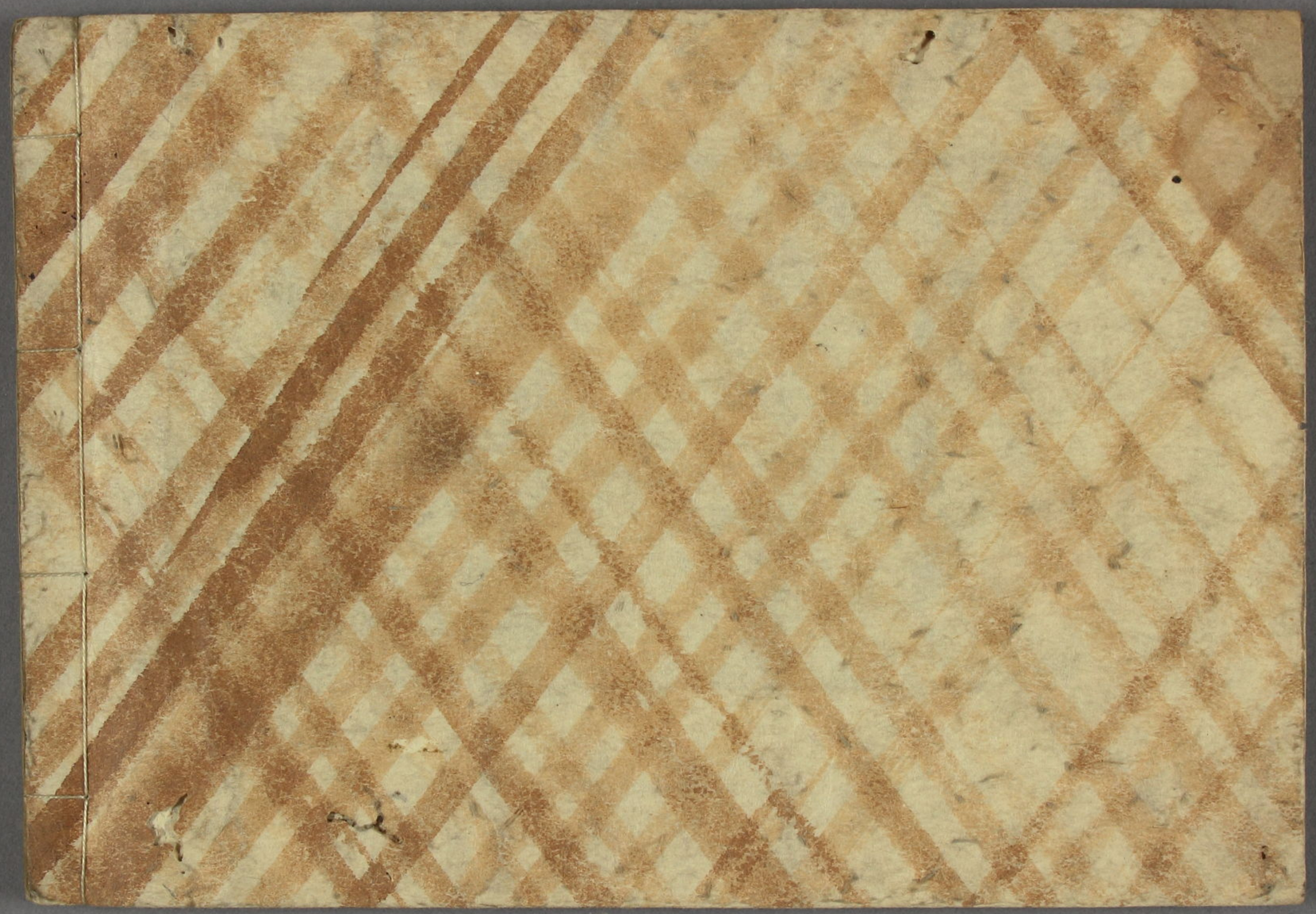
[illegible]